

令和 2 年 4 月 20 日

保護者の皆様へ

京都府立城南菱創高等学校

校 長 井上 弘一

臨時休業に伴う教職員の在宅勤務について

このたび国の緊急事態宣言の発出に伴う知事からの要請に基づき、府内全ての府立学校を臨時休業とすることとなりました。

このような状況において、感染拡大防止のため、人と人との接触をできるだけ避ける必要があること、また万が一教職員の中から感染者が出た場合にあっては、学校の教育活動を維持する必要があることから、臨時休業期間に合わせ 5 月 6 日（水）までの期間において、教職員の在宅勤務を実施いたします。

本校におきましては、教職員を 3 つのグループに分け、交代で勤務することにより、7 割程度の教職員の勤務を削減します。このため、学校に御連絡いただいた折、担当の教職員が在宅勤務中の場合があり、その場で応対ができないことがございますが、出勤している教職員が用件をうかがい、必要に応じて担当の教職員と相談の上、折り返し連絡させていただきますので、御理解願います。

また、休業期間中には原則として登校日を設定しませんが、学習課題に関する質問、進路相談、教育相談（カウンセリング）、事務室への書類提出等、やむをえない場合は、週 1 回を限度に登校可能日を設定します。その場合は、事前に学校へ電話連絡を入れ、登校可能日を確認し保護者の了解の上、登校させていただきます。

緊急事態宣言が発出される中、本校生徒の感染拡大防止と学習保障の両立に努めて参りますので、御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。